

どのように地域共生社会を実現するか

2022年3月26日

大牟田市

梅本政隆

1. 地域共生社会が必要になった背景①:ある事例から

- Aさん(40代女性)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り、2年前から家賃が払えなくなる。
- 県は、Aさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらAさんは、家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Aさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。
- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Aさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Aさんは、過去に市役所の国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度の概要は聞いたものの再び相談はなかった。
- Aさんは、別れた夫が残した借金の返済、娘が中学に入学する時にヤミ金から借りた借金の返済に追われていた。

1. 地域共生社会が必要になった背景②

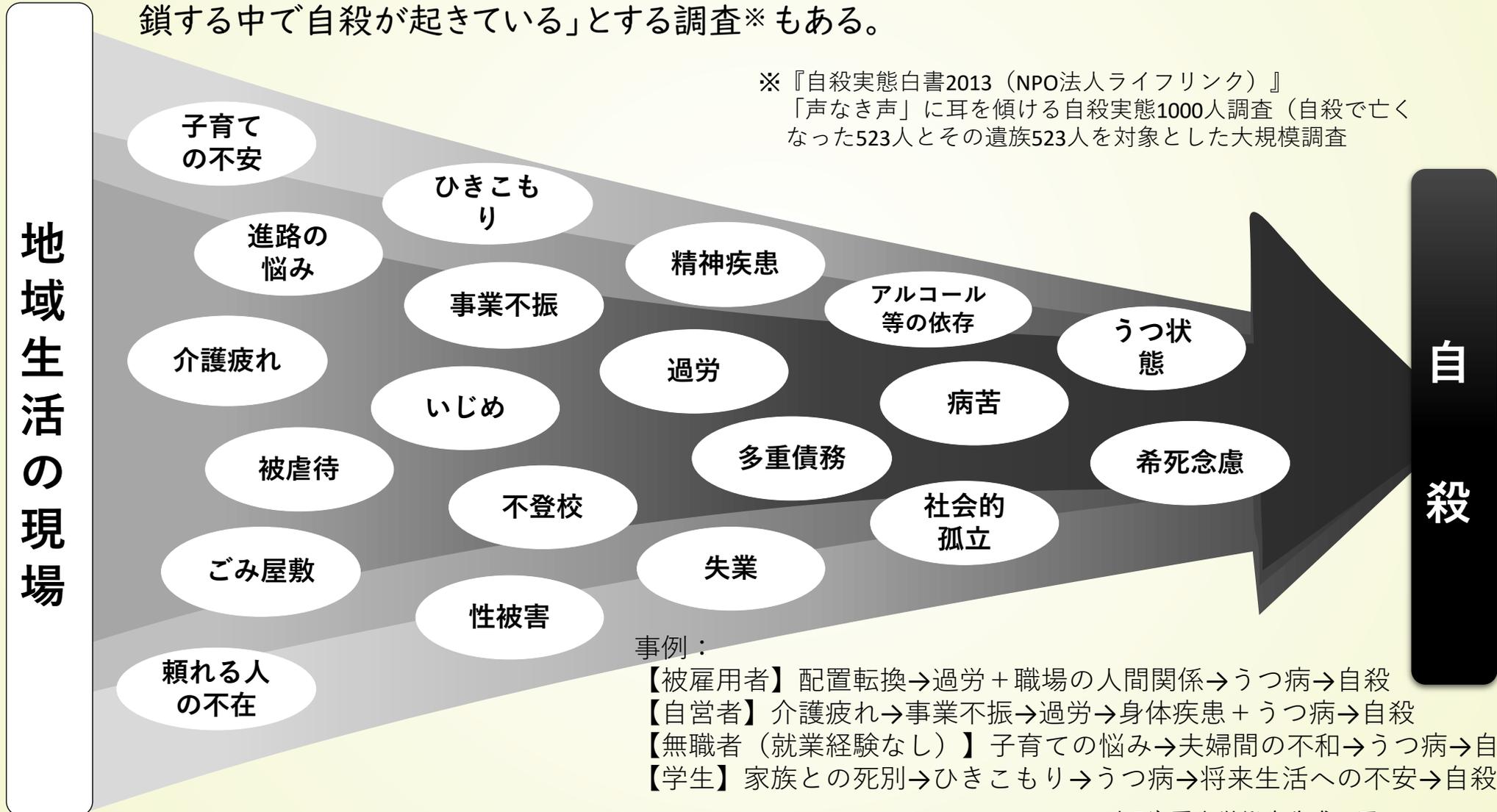
人口減少、家族形態の変容により…

- 制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題の存在（複合課題、制度の狭間…）
- 社会的孤立・社会的排除への対応
- 「支え手側」と「受け手側」が固定化
- 地域の「つながり」の弱まり
- 地域の持続可能性の危機

1. 地域共生社会が必要になった背景③

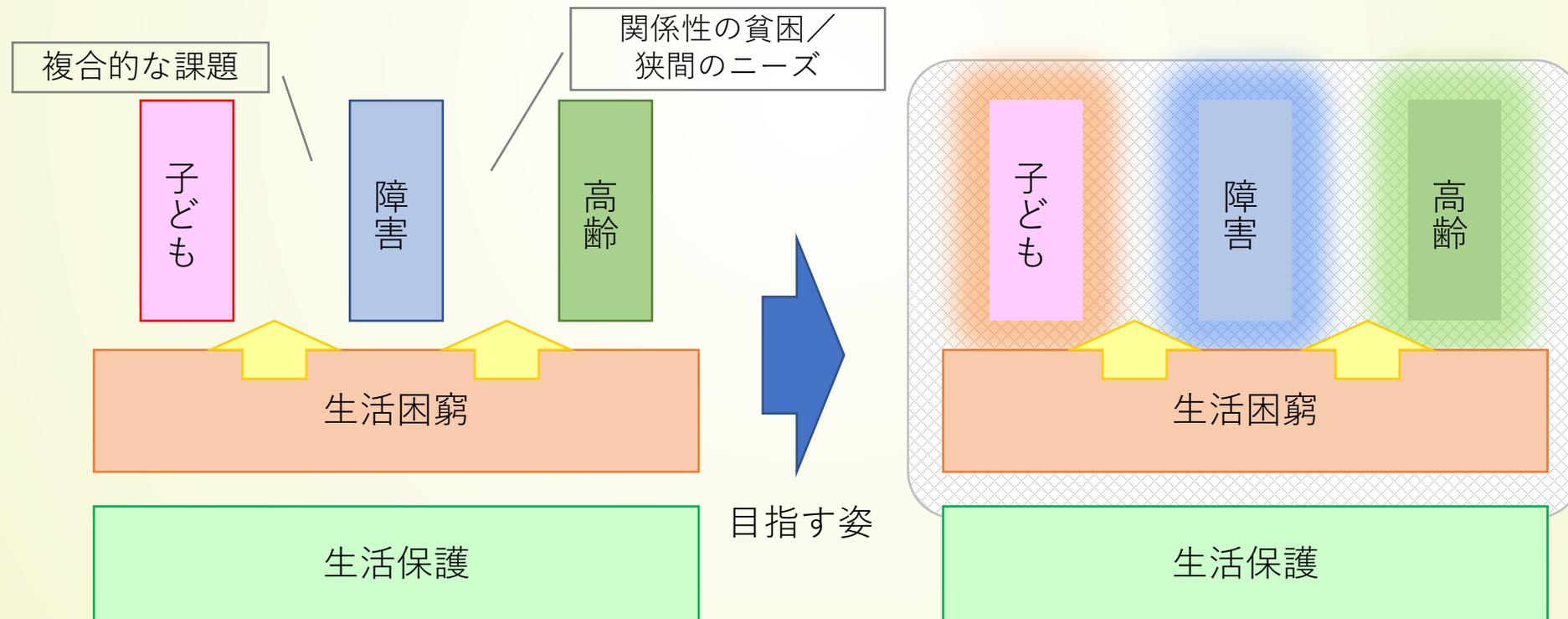
- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きる。「平均4つの要因(問題)が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。

※『自殺実態白書2013 (NPO法人ライフリンク)』
「声なき声」に耳を傾ける自殺実態1000人調査 (自殺で亡くなった523人とその遺族523人を対象とした大規模調査)



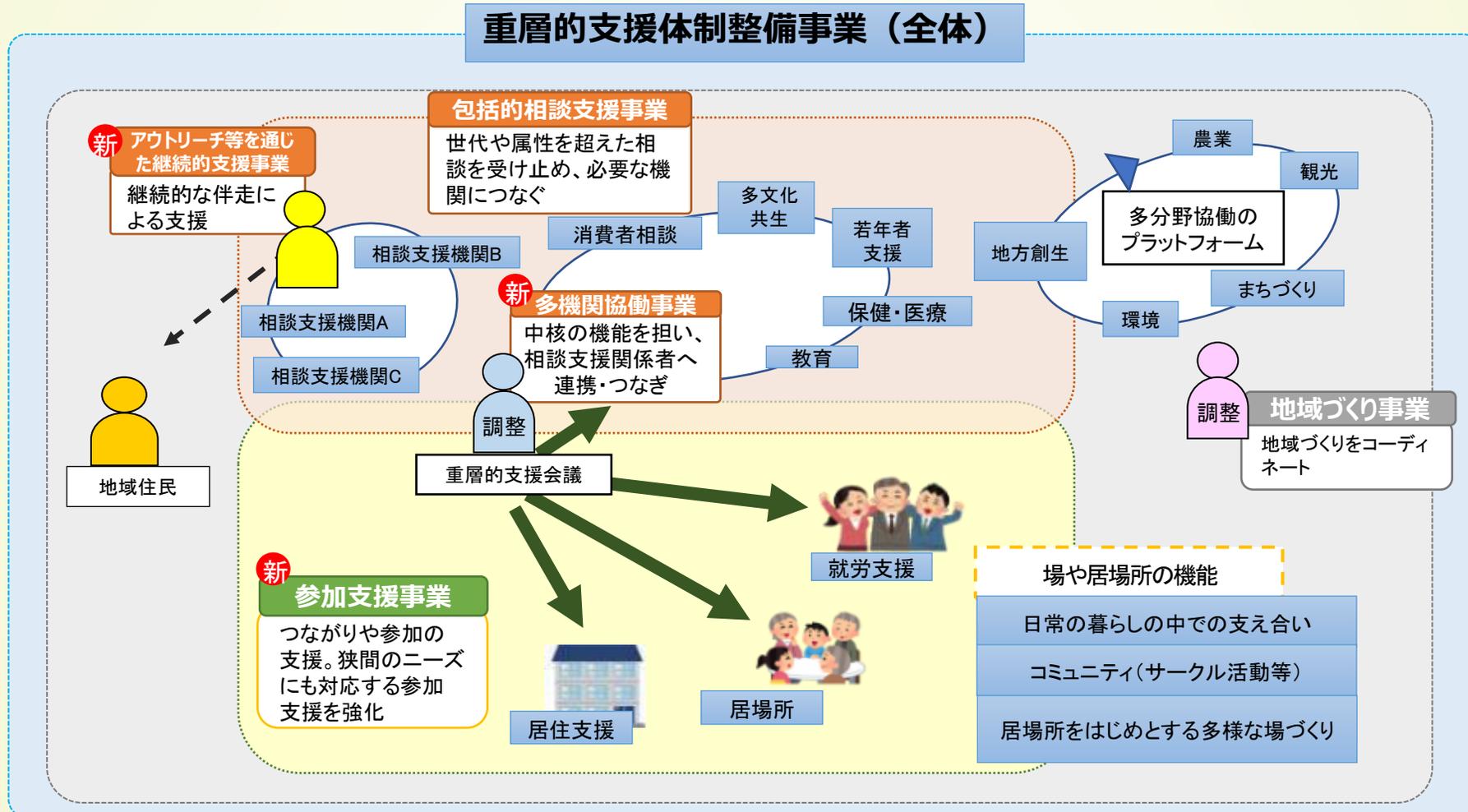
2. 地域共生社会に向けた国の政策の方向性①

- 市町村全体の支援関係機関で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる ※新しい「窓口」をつくるものではない
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化



2. 地域共生社会に向けた国の政策の方向性②

- 包括的支援体制の整備(理念) → 重層的支援体制整備事業(統合的に推進する事業)



3-1. 包括的な相談支援

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

3-2. 参加支援とは

○ **社会とのつながりを作るための支援を行う**

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

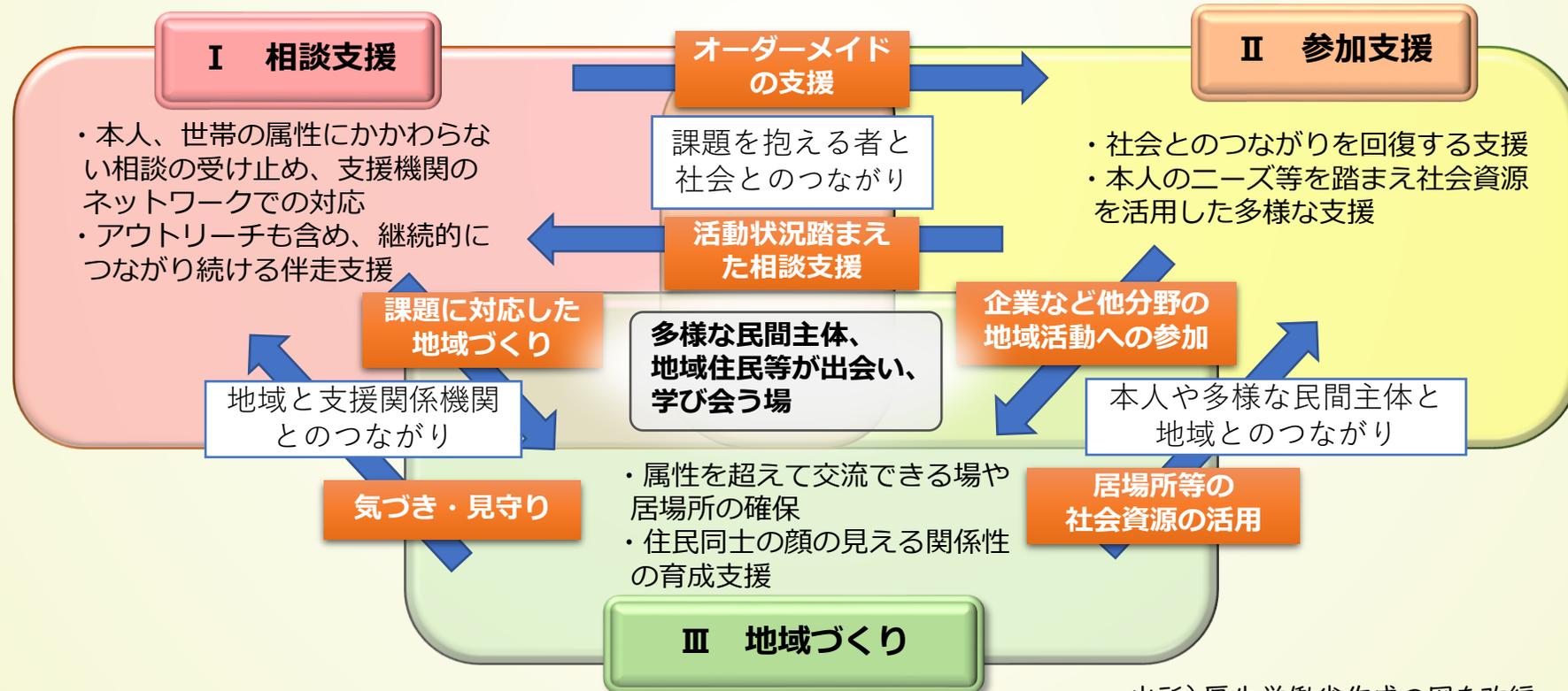
- 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する

3-3. 地域づくりとは

- **世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。
- **交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする**
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。
また、市町村域などのより広い圏域のでもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。
- **地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る**
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

4. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施

- 住民の変化に気づくことができるのは「地域」
- どのような相談でも包括的に受け止める「相談支援機関」があれば、地域は安心して気づくことができる
- 多様な人たちが生きやすい「地域」になると、さまざまな生きづらさを抱えた人も「参加」しやすくなる
- 豊かな「参加支援」が実践できると、「相談支援」の幅が広がるとともに、相談支援機関がさまざまな相談を受け止めることができる



5. 社会的包摂をめざす姿

— 皆を社会のメンバーにしていくのは良いのですが、社会そのものが変わらないといけません。排他的な社会や自助社会に包摂するというのは、論理矛盾です。

— 誰でも活躍できる社会になり、社会が変わりながら皆を迎えていくという、ダイナミクス(動き)をどのように作っていくのか。

宮本太郎氏(中央大学法学部教授)

6. 生き心地の良いまちとは(例:徳島県旧海部町)

- いろいろな人がいてもよい、いろいろな人がいたほうがよい

「人は不完全である」という思いの共有 = 弱みをみせることができる

⇒「病」は市に出せ

- ゆるやかにつながる

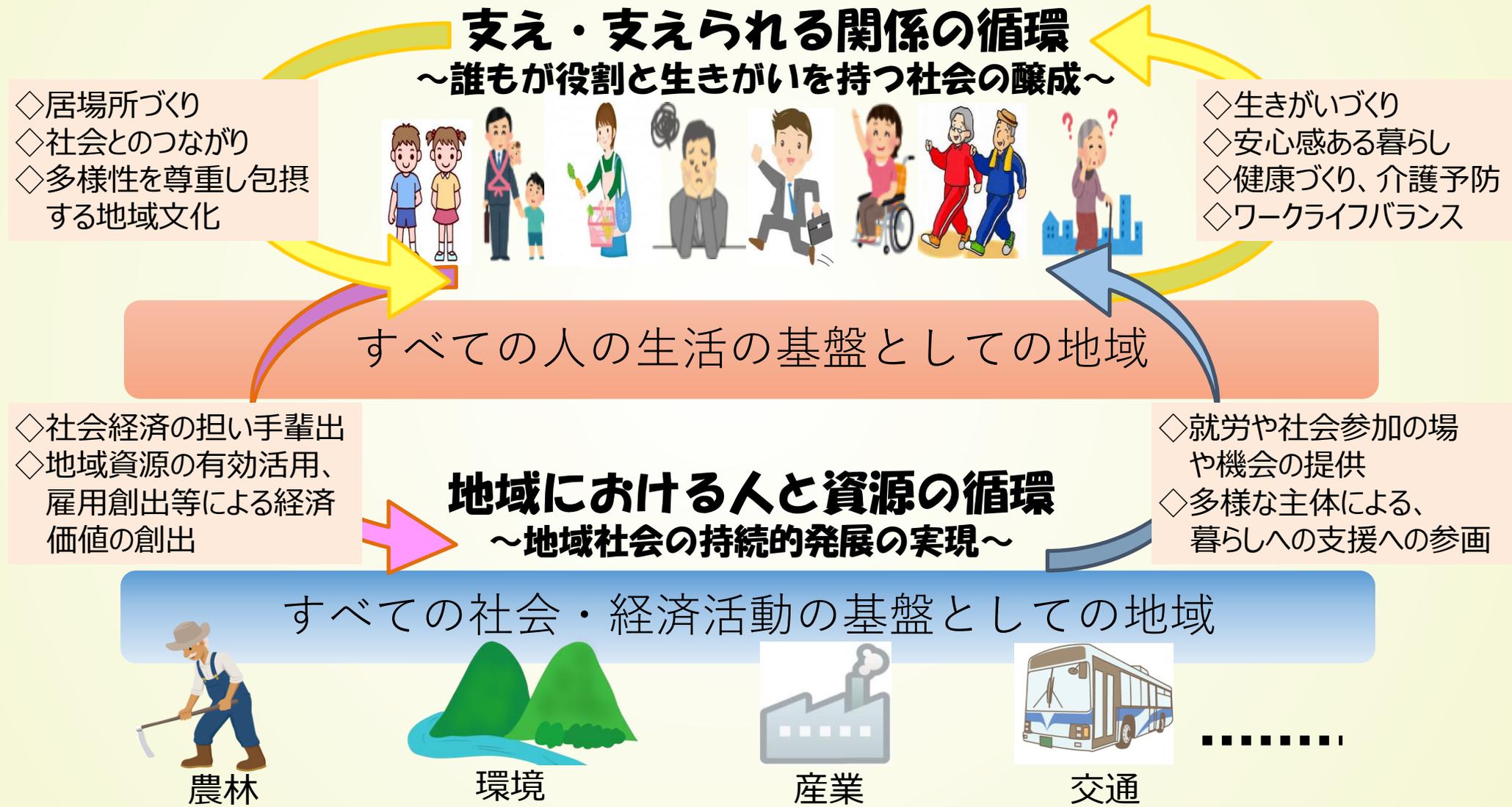
「いつでも」「自分が行きたいときに」「自分の力で」行ける場所がある

地縁組織に入っていなくても不利益を受けない

⇒ 複数のグループや人とゆるやかにつながることができる

- ・ちょっとした逃げ道や風通しをよくする仕掛け
- ・人間関係の硬直化を防ぐ

7. 地域共生社会（イメージ図）



8. 地域共生社会の実現のために①

〔相談支援〕

- 相談窓口としてある時点で、相談のある人（困りごとがあり人に言える人）としか出会うことができない

⇒相談する/される 以外の関係をどのようにつくるのか

例:相談 課題解決をめざす

対話 課題解決をめざさず、なぜ困っているのかを明らかにする

〔参加支援〕

- 社会参加の機会を、豊かに連関するかたちでつくることができるか

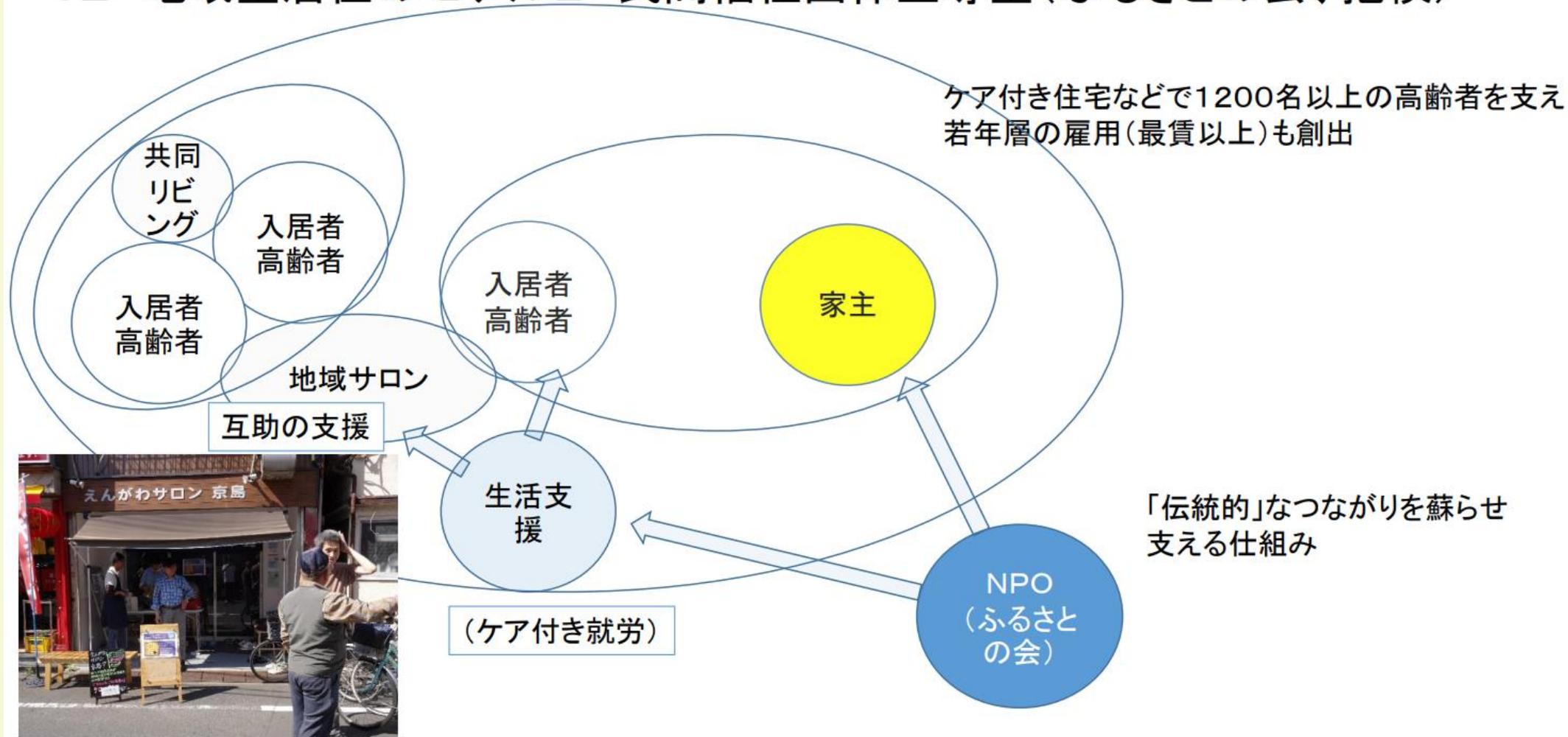
⇒住む × はたらく × つながる (ケア)

例:住む・つながる 地域型居住

はたらく ユニバーサル就労

参考：NPO法人ふるさとの会の事例

12 地域型居住のモデル2 民間福祉団体主導型（ふるさとの会、抱樸）



8. 地域共生社会の実現のために②

〔地域づくり〕

- 福祉の視点からのまちづくりでは、世代や属性を超えた交流は生まれにくい
- 福祉の専門職は、必ずしも“まちづくり”が得意ではない
 - ⇒自らが主体的に「地域づくり・まちづくり」に取り組むか、
「地域づくり・まちづくり」が得意な人と連携する

例：コミュニティ・オーガナイズィング

社会問題に直面している「当事者」や、同じくらい想いを共有している人たち（同志）と、同志の持てるもの（資源）を使って変化を促していくこと

「あなたがこの世で見たいと願う変化に、あなた自身がなりなさい」

鎌田華乃子『コミュニティ・オーガナイズィング ほしい未来をみんなで創る5つのステップ』英治出版,2020年

8. 地域共生社会の実現のために③

〔地域住民、関係機関、福祉拠点、行政がどのように関わるか〕

- 「支援する/される」の枠を超える
⇒ 関係者を客体化・手段化しない
- 「～ねばならない」から「～したい」へ
⇒ 関係のなかで“うずうず”する気持ちをはぐくむ
安心して取り組むことができる環境をつくる
(責任や業務を引き受ける)
- 関係機関・福祉拠点は、対象者を選別するのではなく、担当する地域全体の幸福に責任をもつ姿勢が重要
※ 相談支援だけでなく、地域づくりにも重要な視点